

監督署の窓

シフト制労働者の雇用管理について

勤務する形態は除きます。勤務基準法などによつて定められた事項は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。以下、特にシフト制労働者について留意が必要なことについて説明します。

勤務する形態は除きます。勤務基準法などによつて定められた事項は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。以下、特にシフト制労働者について留意が必要なことについて説明します。

勤務する形態は除きます。勤務基準法などによつて定められた事項は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。以下、特にシフト制労働者について留意が必要なことについて説明します。

勤務する形態は除きます。勤務基準法などによつて定められた事項は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。以下、特にシフト制労働者について留意が必要なことについて説明します。

勤務する形態は除きます。勤務基準法などによつて定められた事項は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。以下、特にシフト制労働者について留意が必要なことについて説明します。

○所定労働日数、労働時間数に応じて、労働者は法定の日数の年次有給休暇が発生します（労基則第39条第3項、労基則第24条の3）。使用者は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません（労基法第39条第5項）。

「シフトの調整をして働く日を決めたのだから、その日に年休は使わせない」といった取扱いは認められません。○シフト制労働者を、使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、平均賃金の60%以上の休業手当の支払いが必要です（労基法第26条）。

○なお、使用者自身の故意、過失等により労働者を休業させることになった場合は、賃金の全額を支払う必要があります（民法第536条第2項）。

○労働安全衛生法に基づく安全衛生教育（安衛法第59条）や健康診断の実施（安衛法第66条）など

の義務は、シフト制労働者に対しても同様に適用されます。

(2)解雇、雇止め

○シフト制労働者と「期間の定めがある労働契約」（有期労働契約）を締結している場合、期間中はやむを得ない事由がなれば解雇できません。

また、期間の定めがない場合でも、客観的に合理的な理由等がなければ解雇できません（労契法第17条第1項、第16条）。

○なお、解雇する場合、

①30日以上前の予告、

②解雇予告手当の支払（平均賃金の30日分以上）。

○のどちらかが必要です（労基法第20条第1項）。

○一定の場合には、雇止め（労働者からの有期労働契約の更新等の申込みを使用者が拒否すること）ができなくなります（労契法第19条）。

雇止めには契約満了日の3日前の予告が必要です（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第1条）。

○募集・採用、待遇、保険関係など

○労働者を募集する際は、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を明示することが必要です（職業安定法第5条の3第1項、第2項）。

○なお、募集時に示した労働条件を、労働契約締結までに変更する場合、変更内容の明示が必要です（職業安定法第5条の3第3項）。

遇を労使合意なく引き下げるとは望ましくないことに留意してください。

○社会保険・労働保険の適用、給付の対象

です。また労働時間などの要件を満たせば、雇用保険や健康保険・厚生年金保険の被保険者になります。

厚生労働省

令和5年4月1日以降に受験申請の受付が開始される試験より

労働安全衛生法に基づく免許試験の手数料が値上げされます

試験日が令和5年5月31日以前
(現行手数料)

学科試験	6,800円
実技試験	
クレーン・デリック運転士	11,100円
移動式クレーン運転士	11,100円
揚貨装置運転士	11,100円
普通ボイラー溶接士	18,900円
特別ボイラー溶接士	21,800円

試験日が令和5年6月1日以降
(令和5年4月1日以降受験申請の受付開始分)

学科試験	8,800円
実技試験	
クレーン・デリック運転士	14,000円
移動式クレーン運転士	14,000円
揚貨装置運転士	14,000円
普通ボイラー溶接士	24,000円
特別ボイラー溶接士	28,000円